

## 公 告

令和5年3月1日  
ひかり健康保険組合  
理事長 儀同 康

令和5年度任意継続被保険者の標準報酬月額（上限）、及び標準報酬月額について

当組合の任意継続被保険者において、令和4年3月31日までに任意継続被保険者資格を取得している任意継続被保険者の標準報酬月額（上限）は、本年4月1日より下記記載2の額となりますので公告します。

また、任意継続被保険者資格の取得日が令和4年4月1日以降の任意継続被保険者は、下記記載3の被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額となりますので広告します。

### 記

1. 健康保険法第47条2項（任意継続被保険者の標準報酬）の規定により令和4年9月30日における全被保険者の同月の報酬月額を平均した額

345,634 円

2. 1の額を標準報酬の基礎とする標準報酬月額とみなした場合の標準報酬月額及びその適用年月日

標準報酬月額上限	<u>340,000 円</u>
適用年月日	2023年4月1日から 2024年3月31日まで

3. 健康保険法第47条1項（任意継続被保険者の標準報酬）の規定により被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額

以上